

---

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 573 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 573 回企業会計基準委員会（2026 年 3 月 26 日開催）において、簡素化された予想信用損失の算定方法の適用単位に関する検討について聞かれた意見をまとめたものである。

## 聞かれた意見

（簡素された予想信用損失の算定方法の適用単位について）

2. 事務局の提案のうち、簡素化された予想信用損失の算定方法の適用単位について、信用リスクの管理手法が異なる場合には、連結グループ内又は同一企業であっても統一する必要はないとの考え方に賛同する。
3. 多くの業態を抱える金融グループのような場合、業態毎に比較対象となる企業があることから、各業界における比較可能性を重視する観点からも、複数の信用リスクの管理手法が存在するとの実態を踏まえた方向性がよいと考える。
4. 事務局の提案のうち、信用リスクの管理手法が異なる場合には会計方針を統一する必要はないとする提案内容は、実態を適切に表す方法であると理解している。実務を適切に運用する観点からは、提案内容を結論の背景に記載の方がより良いと考える。記載の際は、連結グループ内で複数の企業が存在する場合の会計方針の統一に関する記載と単一の企業における会計方針の選択に関する記載を書き分けた方が実務においてより有用であると考ええる。
5. 連結グループの中において信用リスクの管理手法や見積りの手法が連結グループ内の企業毎に異なる場合や、同一企業内においても商品毎に異なる場合があることについて同意できるため、事務局の提案の方向性に賛成する。一方、財務諸表利用者の観点では、企業によって様々な会計方針のパターンが考えられることから、注記によってどのように表現するかが重要と考える。会計方針が複雑になるため、ボイラープレート化する懸念があるものの、注記については改めて検討して頂きたい。

6. 連結グループ内で異なる会計方針を選択した場合に、注記で補足すべき事項があるかどうかという点についても、適切な時期に審議の対象としていただきたい。

(簡素化された予想信用損失の算定方法から原則的な算定方法への移行について)

7. 予想信用損失の算定方法について、将来的に簡素化された算定方法から原則的な算定方法に変更する場合、会計方針の変更又は会計上の見積りの変更のいずれに該当すると考えるかは、字義どおりに解釈すると会計方針の変更と考えられる一方で、実質的な内容に照らすと見積りの変更とも考えられるため、難しい課題と考えている。将来的に簡素化された方法から原則的な方法に移行する際の会計処理について、期首剰余金による調整、又はプロスペクティブな処理のいずれの方法によっても金額的には大差がないかもしれないが、概念的には重要な課題であると考ええる。このため、減価償却方法の変更のように会計方針の変更と会計上の見積りの変更を区別することが困難な場合の過去の事例も参照しながら、既存の意思決定又は周辺領域の会計基準との整合性を図るように検討頂きたい。
8. 予想信用損失の算定方法について、簡素化された方法から原則的な方法に変更することは、リスク管理の高度化の流れに沿ったものと考えられるため、会計基準が簡素化された方法から原則的な方法への移行を妨げてリスク管理を硬直化させてしまうような建付けにならないよう留意して検討頂きたい。
9. 簡素化された方法から原則的な方法に変更することは見積りを精緻化することに近いと考えられること、及び企業が簡素化された方法を適用する背景としては原則的な方法を適用することが実務的に困難であるからと考えられることを踏まえると、遡及適用は困難であると想定されるため、移行に伴う会計処理について何らかの手当を検討頂きたい。
10. 簡素化された方法は、適切な引当水準が確保されている前提で提案されているため、理論的には原則的な方法に変更する影響はそれほど大きくないとも考えられるが、実際の影響については分からないことから、移行に伴う会計処理について適切な時期に審議の対象としていただきたい。

(その他)

11. 会計方針の変更として期首剰余金で調整する方法とは、過年度損益の累積的影響額を期首剰余金で調整するとの趣旨でよいか確認したい。

以上